

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第16号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所管所属：健康局

通知日：令和7年6月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>法的リスク審査の実施について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査で、抽出案件の契約上限額が30,000,000円（税込）を超えるものについて確認したところ、健康局は、法的リスク審査を実施していなかった。</p> <p>【指摘事項】 健康局は、法的リスク審査の実施が必要な案件が各事業担当者に明確に伝わるように改めて周知するとともに、当該事業に係る予算編成時や、実施に当たっての契約事務審査会での審議時等に、法的リスク審査の必要性の有無や実施状況を確認するなどの仕組みを構築し、運用されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の指摘内容及び法的リスク審査の適切な制度運用について局内周知を行った。 ・ 契約事務審査会での審議時に提出される「契約事務審査会審議事項チェックリスト」に法的リスク審査の実施及び審査結果の資料添付について記載する改正を行い、局内周知を行った。 (いずれも令和7年3月24日に通知済) ・ なお、今回監査対象案件となった「大阪市健康づくりプロモーション事業」については、令和7年度においても実施を予定しているところであるが、本指摘を受けて、令和7年1月に法的リスク審査を実施し、上記の仕組みにより契約事務審査会において実施状況を確認済みである。 	措置済	令和7年3月24日